

令和8年度入園申込 利用調整基準

基本点(保護者の点数の平均)

※育児休暇復帰後が育児短時間勤務となる場合、短時間勤務でなかった場合の勤務時間区分とする。

※この基準の項目・
指数は毎年度見直しを行っています。

区分	(1)保護者の状況		選択	父	母
①	就労 就労証明書No6の「合計時間」に合わせて選択してください(休憩時間を含みます)。 育児復帰後に短時間勤務となる方は、産休前の勤務時間	1月あたり180時間(週 45 時間)以上の就労が常態	ア	20	20
		1月あたり170時間(週42.5時間)以上の就労が常態	イ	19.5	19.5
		1月あたり160時間(週 40 時間)以上の就労が常態	ウ	19	19
		1月あたり150時間(週37.5時間)以上の就労が常態	エ	18	18
		1月あたり140時間(週 35 時間)以上の就労が常態	オ	16	16
		1月あたり120時間(週 30 時間)以上の就労が常態	カ	13	13
		1月あたり 90時間(週22.5時間)以上の就労が常態	キ	9	9
		1月あたり 64時間(週 16 時間)以上の就労が常態	ク	5	5
②	求職中での申込(職業訓練校除く。)	ハローワーク又は派遣会社に登録している	ケ	1	1
		保育所等に入所できたら求職活動を行う	コ	0.5	0.5
③	産前産後 (出産予定日の6週間前の日が属する月を入所希望月とする。母子手帳写し添付)		サ		20
④	疾病等 (本人)	入院者	1ヶ月以上	シ	20
			2週間以上1ヶ月未満	ス	10
		通院者	週4日以上	セ	5
		自宅療養者 ※証明書類:診断書・ケアプラン等コピー	常時床に伏せている	ソ	20
			上記以外で日常生活に支障があり、介護が必要	タ	8
		障害者 ※証明書類:ケアプラン・手帳等コピー	介護を要する(概ね1,2級またはA判定程度)	チ	12
			保育に支障がある(概ね3級またはB判定程度)	ツ	8
			上記以外で必要と思われるもの(4級以下)	テ	4
⑤	親族等の看護 (施設通所、入院の付添い) ※証明書類:診断書・ケアプラン等コピー	週5日以上	日中の所要時間が8時間以上	ト	10
			日中の所要時間が4時間以上	ナ	4
		週4日以内	日中の所要時間が8時間以上	ニ	8
			日中の所要時間が4時間以上	ヌ	2
	親族等の在宅介護 (主に介護している者) ※証明書類:診断書・ケアプラン等コピー	重度の介護を要する(要介護認定区分における要介護4以上)		ネ	11
		中程度の介護を要する(要介護認定区分における要介護3程度)		ノ	7
		軽度の介護を要する(要介護認定区分における要介護2程度)		ハ	4
⑥	学校、職業訓練学校等への通学 ※証明書類:学生証、カリキュラム表等	1週あたりの就学時間が計35時間以上		ヒ	16
		1週あたりの就学時間が計30時間以上		フ	13
		1週あたりの就学時間が計24時間以上		ヘ	10
		1週あたりの就学時間が計16時間以上		ホ	4
⑦	災害等(火災等による家屋損壊等の復旧のため保育ができない場合)※罹災証明書等		マ	25	25
(参考)	上記該当者のうち必要な証明書類が提出できない方		ミ	×-0.5	×-0.5

加減点項目(基本点に加減点を行う項目)

区分	(2)家庭全般の状況		
福祉的配慮	低所得世帯(主に生計を支えている者のR7年度市民税が非課税) ※[ウ][オ]との重複不可	ア	+3
	生活保護世帯 ※[ウ]との重複不可	イ	+10
	ひとり親(母子家庭、父子家庭、またはそれに類する状態で、戸籍謄本等の証明書を提出した場合)※新規入園時のみ	ウ	+25
	離婚調停中(裁判所が発行する事件係属証明書等を提出した場合)	エ	+10
	主たる生計維持者である保護者が倒産・リストラにより失職し、求職活動中(離職証明書を提出した場合)	オ	+3
	入所申込児童が障害を有している(集団保育可能である場合のみ) ※手帳または診断書等の写しを添付	カ	+2
	児童福祉や子どもの発達支援等の観点から、福祉事務所長が特に必要と認めた場合	キ	※
養育環境的配慮	兄弟姉妹が入所希望施設にすでに在園している(入所希望月時点で兄弟姉妹が卒園する場合は含まない。)		
	在園している兄弟姉妹が2・3号認定(こども園の新2・3号を含む※申込中・認定申請中・求職中は除く。)の場合	ク	+3.5
	在園している兄弟姉妹がこども園1号認定のみの場合	ケ	+1
	兄弟姉妹同時の申込(ただし転園希望及び認定変更希望の申込を除く。多胎児の場合は+2とする。)	コ	+1
	入所申込児童が認可外保育所(企業主導型保育所を除く)に通園中 ※全員在園証明書提出 ※[シ]との重複不可	サ	+1.5
	入所申込児童が島田市外の保育所等に通園中 ※転居など継続入所が困難な場合のみ加算 ※島田市民以外は在園証明書提出	シ	+2.5
	入所申込児童が地域型保育事業所企業主導型保育所を卒園予定の 新3歳児 ※次年度申込のみ加算		
	入所申込児童が地域型保育事業所企業主導型保育所を卒園予定 ※企業主導型は在園証明書提出	ス	+4
	保護者全員が土曜日出勤の日が毎月1日以上あり、土曜保育を利用している ※就労証明書で確認	セ	+2
	入所申込児童のほかに家庭等で保育している未就学の児童がいる(看護・介護を要する場合を除く)		
	・父母が交代で保育または祖父母等の親族が保育している	ソ	-1
	育児休業終了等の復職(★入園希望月は就労証明書記載の復帰予定月の当月または前月とすること)※就労証明書の育休延長可否欄で確認し対象児童のみ加算		
	・育休の延長が困難であり、直ちに復職を希望する ※理由がある場合は就労証明書の備考欄に記載が必要	タ	+3
	・復職を希望するが、万が一希望施設に入所できない場合は育児休業の延長等が可能	チ	+1
	祖父母が「別居・離別(死別)」または、同居だが「就労・疾病・求職・障害・65歳以上等」に該当し、保育の協力を得られない	ツ	+0.5
	父または母が単身赴任かつ、祖父母等と同居していない(赴任先が就労証明書等で確認できる場合のみ)		
	・静岡県外に赴任している	テ	+3
	・日本国外に赴任している(入園決定後、年間の所得を証明する書類一式提出必要)	ト	+5
	下の子の育児休業取得のため一時的に退所した児童の再入園(満1歳までに職場復帰する場合のみ加算)	ナ	+10
その他参考	保育料を滞納している(納付誓約どおり納付されていない)	ニ	-20
	一斉受付期間内の申し込み (ただし内定キャンセル後の再選考または内定後の転園希望の随時選考時は加算なし)(+0.5)	ヌ	※
	内定施設をキャンセルまたは内定入所月を変更したあとの再選考である	ネ	-1
	0～2歳児の新規申込で、地域型保育事業所を利用希望施設に挙げている (希望施設数×0.1 ※最大0.5の加算)	ノ	※
	利用希望施設が4園以上([ノ]と重複可) ※自動で加算(+0.1)	ハ	※
	島田市外の保育所等に勤務する保育士、幼稚園教諭等の子どもの利用	ヒ	+1.5
	島田市内の保育所等に勤務する保育士、幼稚園教諭等の子どもの利用であり、福祉事務所長が特に必要と認めた場合	フ	※

※印欄は、個別の状況により選考を行う項目のため、申込者が○をつける必要はありません。

- (1)保護者の状況欄は、保護者1人につき20点を上限とし、複数の項目が該当する場合には、総合して選考します。※表面⑦災害等の場合を除く
- 基本点(保護者の点数の平均)に加減点項目の点数を合算した指数により選考を実施します。
- 指数が同一の場合には、保護者や祖父母等の就労状況、住所地及び「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」で記載されている優先利用事由に鑑み、選考を行います。
- (2)オ「離職証明書」はハローワークに提出した写し、(2)サ「在園証明書」は施設長の押印が必要となります。
- 広域入所による選考のうち、入所希望月までに島田市への転入予定がない場合は、島田市民の選考が優先されます。
- 書類審査の過程で、申請時にチェックされている加減点項目を市担当者が修正することがあります。
- 待機児童解消のため、保育士等の子どもが入所することにより受入児童が増加する見込がある場合に限り入所を優先することがあります。